

会報2024年8月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク [URL](#) [西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](http://nishio-rouki.com)

8月1日(水)掲載



「お知らせ」

- ◇ 【参加案内】西尾第2回化学物質管理者無料フォロー会 参加自由
～前はベース+周辺情報”訴えに対する備えを”今回は事例を多用～
実施日/場所 2024年9月20日(金)13:30-17:00 コンベンションホール
申込方法 添付チラシ内のWEBから申し込みください 定員120名
※愛知労働基準協会との協賛でリスクアセスメントセミナーとして実施します
また同日に全国衛生週間説明会を行います
※内容及び講師は7月24日名古屋国際会議場で実施された講習会と同じです
※講演資料は 実施前9/16～実施後9/25でこのHPお知らせにアップします
当日の資料配布はありません
- ◇ 【3ヶ月前講習案内】 化学物質関連 今年最後の法定教育です
10月25日 化学物質管理者取扱事業場向け1日コース 残席28
- ◇ 【情報】化学物質管理強調月間の創設(R7.2) ※災害分析資料掲載中
～化学物質に強い人づくり～
今まで化学物質管理と関連が薄かった 食料品製造業、小売業・飲食店、医療/金融業
等含む清掃作業で多くの化学物質災害が発生 取り組み対象は全産業
～ご参考に～ 厚生労働省ゆえ労働者を対象とした法ではありますが内容は家庭で
も一緒 お子さんの疾病防止にも役立ててください。保有物質を調べて接触する行動を
想定し、家庭内ルールを決めてお子さんにその根拠を教えてあげてください。
- ◇ 【参加案内】第46回職場対抗親善ゴルフ大会10月26日(土)西尾ゴルフ
- ◇ 【広告】”働き方改革”愛知働き方改革推進支援センターからのお知らせ
- ◇ 【講習案内】労働法令他 愛知県下合同開催講習会 8,9,10月計画

「会報」

- ◇ R6 愛知産業安全衛生大会 実施報告 祝デンソー善明製作所受賞
- ◇ キャリアアップ助成金リーフレット
- ◇ 愛知県車両電気配線装置製造業 最低工賃が改定
- ◇ R6年8月 無料労働相談業務 周知月間 QRコード入り
- ◇ 労災保険上乘せ制度のご案内
- ◇ 監督署の窓 副業、兼業の労働時間管理について
- ◇ 災害統計 ●年間 愛知県と西尾市 ●6月単月西尾市

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

当協会は、7月4日（木）に岡谷鋼機名古屋公会堂大ホール名古屋国際会議場センチュリーホールにおいて、870名の参加を得て「2024年度愛知産業安全衛生大会」を開催しました。当日は、開会式、大会宣言のほか、愛知労働局による表彰式、基調講演、事例発表や特別講演が行われました。



1 開会式・表彰式・大会宣言

(1) 開会式

当協会の山碕聡志会長が開会の挨拶を行いました。

本日はお忙しい中、このように多数の皆さまにご参加をいただきまして、誠に有難うございます。昨年は、全国の産業安全衛生大会をここ名古屋で行いましたことから、本大会を開催しておりませんので、愛知県の大会としては、2年ぶりの開催となります。

去る7月1日から、第97回の全国安全週間が始まっておりますが、今年のスローガンは「危険に気付くあなたの目、そして摘み取る危険の芽、みんなで築く職場の安全」となっております。本大会もこれに呼応し、全ての働く方々が、安全に働くことができる職場、この実現を目指して開催いたします。

本大会の開催にあたり、ご尽力いただきました愛知労働局および各事業所、また、各地区の労働基準協会の皆さま、さらには、本日ご臨席を賜りましたご来賓の皆さま方には、改めまして厚く御礼を申し上げます。

さて、労働災害の撲滅と安全衛生活動の向上は、いつ、いかなる状況にあっても変わることのない、産業社会の根幹をなすべきものであります。そして、働く人とそのご家族、また企業にとりましても、安全に健康で働くことができる、ということが一番の願いであることに変わりはありません。私どもは、本大会を契機に、「労働災害の撲滅と安全衛生活動の一層の向上」を図るべく、皆さまとともに努力してまいりたいと、その決意を新たにします。



愛知労働局では、「安全経営あいち」というキャッチフレーズのもと、安全は経営の視点の1つであるという観点から、現場主体の安全管理活動に加え、各事業者のトップダウンによる管理を提唱されています。当協会もこの理念をできる限り広く共有したいと考えており、今回初めての取組みとして、愛知労働局と共催で、本会場入口左側のエリアに、「運ぶ」をテーマとした様々な改善事例を紹介するイベントを実施しております。ぜひ足をお運びいただければ、と思います。

また、本日のプログラムにおきましては、愛知労働局による表彰式、高橋労働基準部長様からの労働安全衛生行政の動向に関する基調講演に続きまして、化学物質の自律的管理に関し、第一線でご活躍の方からの事例発表やご講演をお願いしております。化学物質の自律的管理につきましては、本年4月から法令が施行され、化学物質管理者の選任が義務化されるなどの対応が求められておりますが、未だその内容が十分に浸透しているとは言い難いと感じておりますので、本大会を契機に理解が広がればと考えております。また、最後には、スポーツジャーナリストの中西哲生様から「さらなる成長に向けて」と題した特別講演も予定しておりますので、お楽しみいただきたいと思います。

最後になりますが、本大会にご参集いただいている皆さまは、日頃から各事業所において、安全衛生の推進にご尽力いただいている方々であろうと思います。皆さまの日頃のご努力胃に改めて敬意を表しますとともに、今後も愛知労働局ならびに当協会の取り組みにご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、愛知労働局長の阿部充 様より来賓を代表して、ご挨拶をいただきました。



本日、大会が盛大に開催されましたことにお祝いを申し上げますとともに、本大会を主催された愛知労働基準協会、大会の運営にご尽力なされた

各事業場の方々に心から敬意を表します。

また、本日ご参加の皆様方には、日頃から愛知労働局の行政運営、とりわけ労働災害の防止にご理解・ご協力を賜っておりますことを非常に心強く思い、厚く御礼を申し上げます。

さて、労働災害の発生状況につきましては、愛知県における令和5年の労働災害の発生状況は死亡災害35人（令和4年37人）、死亡・休業4日以上死傷災害7,817人（令和4年7,589人）となり、愛知労働局が策定し、推進を図っている「第14次労働災害

防止推進計画」の目標である「2027年までの早期に死亡災害について年間25人を下回りさらなる減少を目指す。死傷災害については、死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。」に対し、死亡災害では前年より減少したものの目標を大きく上回っており、死傷災害についても目標達成に向けて更なる取組が必要な状況であると認識しています。

このため、愛知労働局では第14次労働災害防止推進計画において働く方々が、安全と安心のほか、やりがいや生きがいをこれまで以上にもてること、そして、経営トップにおける安全衛生へのコスト意識が払しょくされ、生産性や企業価値の向上が意識できるようにするため、「自律」と「ポジティブ」をキーワードに据え、①リスクアセスメントの正しい理解を通じて、自らが評価して自らが選択する「自律」、②重篤な労働災害の撲滅を目指すのみにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進などへ結びつける「ポジティブ」な安全衛生管理を促進することにより、企業、社会のウェルビーイングへと繋げていくこととしています。

この理念をより理解いただくため、令和5年度に「安全経営あいち®」を商標登録し、「安全経営あいち®」の拡張・深化を図るため、異業種交流会等を開催するとともに「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用をさらに進めてまいりますので、皆様には、ぜひとも「安全経営あいち®」にご賛同いただけると幸いです。

また、昨年愛知県内では熱中症による死傷災害が60人（死亡者数0人）発生しており、本格的な夏場を間近に控え、熱中症の増加が危惧されるところです。

「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を5月から展開しており、7月を重点取組期間として、暑さ指数に応じたこまめな休憩や水分補給などの管理対策を呼びかけておりますので、熱中症予防への取り組みをお願いします。

さて、この後、表彰式で厚生労働大臣表彰の披露、愛知労働局長表彰の授与をさせていただきますが、受賞されました皆様にはお祝い申し上げます。受賞者皆様の不断の努力が他の事業場の模範につながり、愛知県内の事業場の安全衛生水準の向上発展に貢献いただいていることに心より敬意を表します。

最後に、今後も愛知労働局の取組に一層のご理解・ご協力を賜りますことと、皆様の事業場における安全衛生管理の向上、皆様方の益々の御健勝とご活躍を心より祈念いたします。

(2) 表彰式 <愛知労働局>

愛知労働局により、安全衛生に係る優良事業場等の表彰式が行われました。

<厚生労働大臣賞>

まず、厚生労働大臣優良賞（安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業）は、株式会社大林組名古屋支店 社会医療法人杏嶺

会一宮西病院増築工事です。※7月1日にLEVEL XXI 東京會館での中央表彰式にて受賞しました。

また、奨励賞（安全衛生に関する水準が優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業）は、株式会社デンソー 善明製作所です。※7月1日にLEVEL XXI 東京會館での中央表彰式にて受賞しました。

<愛知労働局長賞>

次に、愛知労働局長優良賞受賞（地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業）は、株式会社JERA 知多第二火力発電所が受賞しました。

また、同奨励賞（地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組が他の模範と認められる事業場又は企業）は、株式会社リバース、愛知機械工業株式会社 大江工場、株式会社トーエネック 本店別館、カネ美食品株式会社 本社、株式会社メイキコウ、マルヤス工業株式会社 御津工場、大和化成工業株式会社、アイコアルファ株式会社、株式会社アスデックス、株式会社TDEC、東海部品工業株式会社 本社工場、株式会社東海理化電機製作所 本社・本社工場、東レ株式会社 愛知工場、豊田化学工業株式会社 本社が受賞しました。

同じく、同功績賞（地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人）は、森西洋平氏（愛知労働局 粉じん対策指導委員）、豊田勝己氏（建設業労働災害防止協会 愛知県支部 豊橋分会 前分会長）が受賞しました。

同じく、安全衛生推進賞（地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人）は、田島真一氏（公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 愛知県支部 事務局長）、前田和弘氏（港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部駐在 安全管理員）が受賞しました。



(3) 表彰式 <愛知健康安全交流会>

愛知健康安全交流会の活性化の一環として、会員事業場の中から、安全健康活動に顕著で他の模範となる事業

場および個人を表彰し、会員事業場の安全健康水準の向上と発展に寄与することを目的としています。

次の方々が、受賞しました。

優良賞

- ・川崎重工業株式会社
航空宇宙システムカンパニー 岐阜工場
- ・株式会社ソトー

功労賞

- ・田中拓也（元大同メタル工業株式会社 環境安全・カーボンニュートラル 推進センター部長）



(4) 大会宣言

平松岳人（当協会副会長）が以下の大会宣言（案）を朗読し、満場一致で採択されました。



2024年度愛知産業安全衛生大会 大会宣言

愛知県における2023年の労働災害について、死亡者数は前年比2名減少の35名と、減少しましたが、休業4日以上の死傷災害は、前年比3.0%増の228名の増加となり、7,817名の方が被災されました。

このような状況下、「第14次労働災害防止推進計画」の二年目となる今年度は、「2027年までに、死亡者数について、早期に年間25名を下回りさらなる減少を目指す。

死傷災害については2022年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。」の目標達成に向けて、製造業、建設業での重篤災害防止に対し、積極的なリスクアセスメントの実施や、自律的な化学物質管理の理解および正しい運用が求められます。

安全と健康の確保は、いかなる時代にあっても産業社会の根幹をなすものであり、働く人とその家族、そして企業にとって一番の願いであることには変わりはありません。

愛知労働局では、事業運営と一体となった「安全経営」の理念を導入し、リスクアセスメントのプロセスを活用して安全衛生管理の推進と生産性等の向上を図ろうとしています。

私たちは、心身ともに健康で、安全な環境で働ける職場の実現に向け、経営トップの強いリーダーシップのもと、「安全経営あいち®」の理念を実践し、現場の実態把握につとめなければなりません。

また、今年度も地球温暖化やエルニーニョ現象により、全国的に気温が高くなり、猛暑(もうしょ)日(び)が増えると予想されています。夏場においては、「熱中症」の危険性が増すとともに、集中力の低下による労働災害が発生しやすい時期です。熱中症の正しい知識を身につけて体調の変化に気を配り、早めの水分補給や周囲の声掛けなど「自律的(じりつてき)な管理」により熱中症の撲滅に向けた対策が重要です。

本年度の全国安全週間のスローガン「危険に気付くあなたが目 そして摘(つ)み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のもと、労使一体となり、労働災害の防止に努め、第14次防の目標達成に向けて、安全で健康な職場づくりに全力をあげて邁進することを誓い、2024年度 愛知産業安全衛生大会 参加者の総意により宣言します。

2024年7月4日

2024年度愛知産業安全衛生大会

2 基調講演

愛知労働局労働基準部長の高橋嘉寿満 氏より、「労働安全衛生行政の動向について～安全経営あいち®の拡張と深化～」と題して、講演をいただきました。



最初に、労働災害の発生状況等として、発生件数(死亡・死傷)の推移、死傷者数(業種別・事故の型別)の推移について、社会福祉施設ではここ10年

間で約2倍に増加し、商業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業において増加が目立つ。また、はさまれ・巻き込まれ災害は、長期的に減少し、全業種の課題である転倒・動作の反動は増加が続いている。

業務上疾病発生状況では、令和5年の愛知県内の熱中症による死傷者数は60人と対前年比で14人増加しているため、5月20日に愛知労働局長による熱中症撲滅に向

けたパトロールを実施し、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」期間（5月～9月）の初頭からの周知啓発を重要視している。

愛知労働局版第14次労働災害防止推進計画では、アウトプット指標は「『安全経営あいち賛同事業場』2,000事業場以上」とし、アウトカム指標を「死亡災害は早期に25人を下回る、死傷災害は増加傾向に歯止めをかけ死傷年千人率を減少に転ずる」こととして、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイングの実現をねらいとしている。推進計画の取組として、安全経営あいち推進大会2024を開催する。

3 講演

株式会社東海分析化学研究所 大場恵史 氏より、「リスクアセスメントによる化学物質の自律的管理～新濃度基準値設定物質 取扱作業場事例紹介～」と題して、講演がありました。



令和4年改正省令により、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化され、リスクアセスメント対象物のうち、濃度基準値設定物質について

は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とすることとされた。

講演では、新たに濃度基準値が設定された3物質について、実際の取扱作業場において確認測定（濃度基準値以下であることを確認するための測定）を行い、それぞれの作業態様に応じた採取方法、分析方法等の説明が行われました。

4 事例発表

株式会社アイシン安全健康推進部安全衛生・防火室衛生G 主幹 前田昌宏 氏により、「化学物質の自律的管理における ひとづくり」と題して、事例発表がありました。



講演では、化学物質規制の法令改正内容と自律管理に必要な力量、自律的管理に向けたアイシンの化学物質管理体制概

要、自律的管理とは「ひとへのばく露の最小化の目線を持った人材」を育成すること、どのようにばく露の最小化の目線を身につけてもらうかについて、説明が行われました。

アスリート・スポーツジャーナリスト・パーソナルコーチの中西哲生 氏により、「さらなる成長に向けて」と題して、大変参考になるお話がありました。

5 特別講演

祝
2024年度
厚生労働大臣賞 奨励賞 受賞
株式会社デンソー 善明製作所



厚生労働大臣代行愛知労働局阿部局長より表彰を受けるデンソー善明製作所

西尾管内 受賞会社 過去10年 (2015～2023年 H27～R5年)

| 企業名 | 所在地 | 局長 奨励賞 | 目安 5年 | 局長 優良賞 | 最短 5年 | 大臣 奨励賞 | 最短 5年 | 最高峰 大臣 優良賞 |
|--------------------|-----------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|------------------|
| 株式会社オティックス幡豆 | 西尾市鳥羽町大谷64番地1 | | | H27 | | | | |
| アイシン高丘株式会社 本社・吉良工場 | 西尾市吉良町瀬戸長坂1番地 | H28 | | | | | | |
| 株式会社デンソー 西尾製作所 | 西尾市下羽角町住崎1番地 | H30 | | | | | | |
| 株式会社デンソー 善明製作所 | 西尾市善明町一本松100 | H24 | | H30 | | R06 | | |
| アイシン機工株式会社 本社・吉良工場 | 西尾市吉良町友国池上70-6 | R01 | | | | | | |
| 株式会社ニノミヤ | 西尾市横手町川東新田17番地1 | R03 | | | | | | |
| 旭鉄工株式会社 西尾工場 | 西尾市寺津町一之割1-1 | R04 | | | | | | |
| コクネ製作株式会社 | 西尾市法光寺町流20-3 | R05 | | | | | | |

安全衛生表彰式

厚生労働大臣表彰受賞紹介・伝達

- ・優良賞 (紹介)
- ・奨励賞 (伝達)

愛知労働局長表彰状授与

- ・優良賞
- ・奨励賞
- ・功績賞
- ・安全衛生推進賞

受賞者代表謝辞

令和6年度

安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する 厚生労働大臣・愛知労働局長表彰受賞者名簿

I 厚生労働大臣賞

1 厚生労働大臣 優良賞（1事業場）

本賞は、安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。全国で7事業場が受賞されます。

※※7月1日に LEVEL XXI 東京會館（東京都千代田区大手町 2-2-2）で執り行われる中央表彰式にて表彰状が授与されます。

- 株式会社大林組 おおばやしぐみ 名古屋支店 なごやしてん

しゃかいりりょうほうじんきょうりょうかいいちみやにしびょういんぞうちくこうじ
社会医療法人杏嶺会一宮西病院増築工事

2 厚生労働大臣 奨励賞（1事業場）

本賞は、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。全国で16事業場が受賞されます。

※奨励賞は本表彰式にて代理で愛知労働局長から表彰状が授与されます。

- 株式会社デンソー ぜんみょうせいさくしょ 善明製作所

II 愛知労働局長賞

1 愛知労働局長 優良賞（1事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。

- 株式会社 J E R A じえら 知多第二火力発電所 ちただいにかりよくはつでんしょ

2 愛知労働局長 奨励賞（14 事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範と認められる事業場又は企業に授与されるものです。

- 株式会社リバーズ

- あいちきかいこうぎょう 愛知機械工業株式会社 おおえこうじょう 大江工場

- 株式会社トーエネック ほんてんべっかん 本店別館

- みしよくひん カネ食品株式会社 ほんしゃ 本社

- 株式会社メイキコウ

- こうぎょう マルヤス工業株式会社 みとこうじょう 御津工場

- だいわかせいこうぎょう 大和化成工業株式会社

- アイコクアルファ株式会社

- 株式会社アステックス

- ていでつく 株式会社 T D E C

- とうかいぶひんこうぎょう 東海部品工業株式会社 ほんしゃこうじょう 本社工場

- とうかいりか でんきせいさくしょ 株式会社東海理化電機製作所 ほんしゃ 本社 ほんしゃこうじょう 本社工場

- とう 東レ株式会社 あいちこうじょう 愛知工場

- とよたかがくこうぎょう 豊田化学工業株式会社 ほんしゃ 本社

3 愛知労働局長 功績賞（2名）

本賞は、地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものです。

。 もりにし **森西** ようへい **洋平**

（愛知労働局 粉じん対策指導委員）

。 とよだ **豊田** かつみ **勝己**

（建設業労働災害防止協会 愛知県支部 豊橋分会 前分会長）

4 愛知労働局長 安全衛生推進賞（2名）

本賞は、地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものです。

。 たじま **田島** しんいち **真一**

（公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 愛知県支部 事務局長）

。 まえだ **前田** かずひろ **和弘**

（港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部駐在 安全管理員）

年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

キャリアアップ助成金

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media_relations/commercials/202312/video-270966.html)

2023（令和5）年10月から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成

(1) 手当等支給メニュー

| 要件 | 1人当たり助成額 |
|---|-------------------------|
| ① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) | 1年目 20万円 (注) |
| ② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組 | 2年目 20万円 (注) |
| ③ 賃金の 18%以上を増額 | 3年目 10万円 |

(注)1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、**本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。**

※ 本助成金については、**2023（令和5）年10月1日から2026（令和8）年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。**

(2) 労働時間延長メニュー

| 週所定労働時間の延長 | 賃金の増額 | 1人当たり助成額 |
|----------------|--------------|-------------|
| 4時間以上 | — | 30万円 |
| 3時間以上 4時間未満 | 5%以上 | |
| 2時間以上 3時間未満 | 10%以上 | |
| 1時間以上 2時間未満 | 15%以上 | |

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

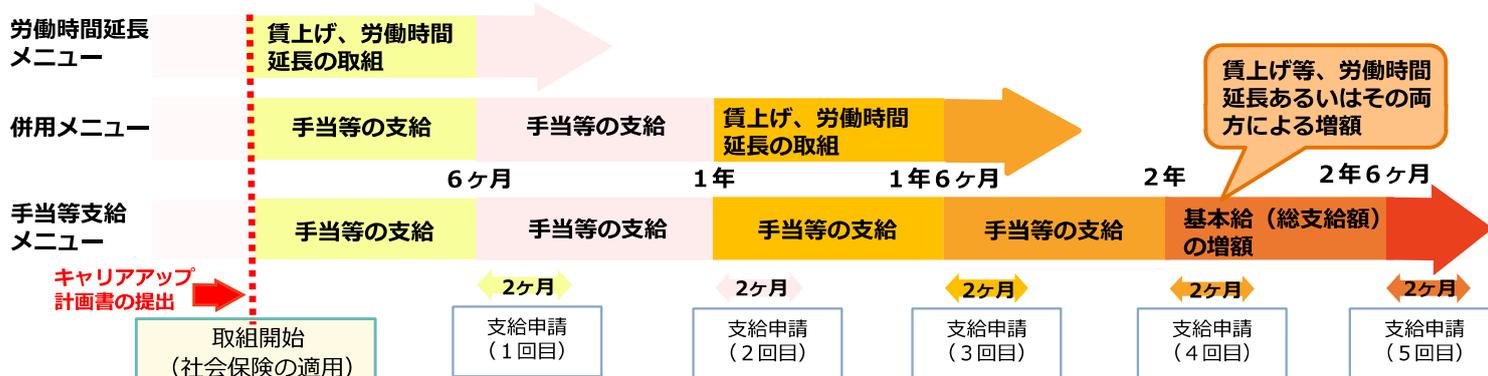
※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。

※ 1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。

(上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

※ **キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。**（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。）



対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長
メニュー

(1)(2)の
併用メニュー

(1)手当等支給
メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。
本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

※¹ 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者であること。

※² 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※³ 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

○ キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。

○ 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先は

○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）



0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



本年10月より、労働者数51人以上100人未満の企業でも、パート・アルバイトの人が一定の要件を満たす場合には、社会保険の加入が必要となります。新たに社会保険加入することによるメリットはありますが、一方で新たに保険料負担が生じ、手取り賃金の減少となるため、労働者が社会保険加入要件を満たさないように就業調整を行うことが増加することが想定されます。

厚生労働省では、このような「年収の壁」対策として、昨年10月からキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を新設し、企業に対し利用勧奨をしているところです。

制度の概要やリーフレット・パンフレット等については、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

【キャリアアップ助成金紹介ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html



愛知県車両電気配線装置製造業 最低工賃が改定されます

効力発生の日 令和6年8月2日

愛知県内で、車両電気配線装置製造業に従事する家内労働者の方々に適用される最低工賃が、次のとおり改定されますのでお知らせします。

最低工賃額：次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

| 業務 | 内容 | 規格 | 金額 | (参考) 引上額 |
|------------|---|--------------------------------------|-----------|-------------|
| カプラー 差し | 電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。 | 20センチメートル以下の電線について行うもの | 1本につき 47銭 | 7銭 |
| | | 20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの | 1本につき 58銭 | 9銭 |
| | | 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの | 1本につき 68銭 | 10銭 |
| | | 2メートルを超える電線について行うもの | 1本につき 78銭 | 12銭 |
| チューブ 通し | 電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。 | 15センチメートル以下のチューブについて行うもの | 1本につき 37銭 | 7銭 |
| | | 15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの | 1本につき 70銭 | 11銭 |
| | | 50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの | 1本につき 79銭 | 8銭 |
| 防水栓 通し | カプラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すことをいう。(手工具を使用せずに行うものに限る。) | | 1本につき 61銭 | 13銭 |

適用される家内労働者は、愛知県の区域内で車両電気配線装置製造業に係るカプラー差し、チューブ通し及び防水栓通しの業務に従事する家内労働者の方々です。

上記の家内労働者に委託する委託者（愛知県内外を問わず）は、上記の最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

最低工賃についての照会・相談先

愛知労働局労働基準部賃金課（TEL052-972-0258）または最寄りの労働基準監督署

令和4年4月から愛知県下全労働基準協会の会員企業さんのご活用が可能となりました

労働の **トラブル・ご相談・ご質問は 迷わず**

企業の労働110番！

(052)961-7110 までお電話を

企業 労働 何でも 110番

お電話・メール・ファックス・ご来局
無料相談



社員が工場に
出勤途中
交通事故に
あい入院。
労災保険の
手続は？



企業ご担当者の専用労働相談
ダイヤルのため、労働者の立場
でのご相談はできません

トラブルメーカーの
社員を解雇したい。
どうしたらできるの？

写真は
相談を行う
社会保険労務士
本人です



ドライバーがうつ病に。
どうすればいいの？
休ませて良いの？



法律が変わる
そうだがどんな内容？
どうすればいいの？



労働基準監督署から
残業手当未払いの
指導を受けた。
どうすれば良いの？



シフトの設定。
この方法で良いの？
残業手当の支払い。
これで良いの？



接客の悪い
パート店員を
雇止めしたら
合同労組から
団体交渉
の申し入れが。
どうすれば
良いの？



ゼネコンさんから
リスクアセスメントの
実施を求められた。
それ何？

労働問題なら

- **何でも** 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- **何時でも** 月～金 8:30～17:30(祝日等は除く)
- **何度でも** 労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- **企業の立場で** 秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策をアドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- **社会保険労務士等専門家が** 他 行政OB・産業カウンセラー等企業の支援活動を行なう労働の専門家です

ご相談に応じます 愛知県下各労働基準協会 企業の労働110番 労働相談室

実施：愛知・名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

無料労働相談ご案内

行政から法違反に関する指導を受けた、労使紛争が発生した等の労働トラブルが増加しております。

労働関係法は100近くあり、これを全て理解しその義務を守ることは、一企業にとって極めて困難で、専門家の助言が不可欠です。

愛知県下各労働基準協会では、令和4年4月より一般社団法人 名北労働基準協会事務局内に「企業の労働110番労働相談室」を設置し、社会保険労務士17名等の専門相談員が、愛知県下全域の労働基準協会の会員企業さまへの、**無料労働相談**を行います。

法令を遵守し、労働トラブルを防ぎ、円滑な労務・安全衛生管理を行い、労使一体となり企業を繁栄させるため、ぜひともご活用ください。



業務・安全衛生管理の判断誤りは企業を揺るがす大事件となることも

労働基準監督署の監督指導・送検

合同労組との団体交渉

地方裁判所の労働審判

裁判

企業の労働110番労働相談室

名称:企業の労働110番 労働相談室

設置場所:一般社団法人 名北労働基準協会内

名古屋市中区清水1-13-1

相談方法:電話・来局・ファックス・メールでの相談

企業の労働何でも110番

相談先:専用相談ダイヤル(052)-961-7110

FAX(052)961-9635

E-mail roudou110@meihokurouki.or.jp

相談対象:愛知県下の労働基準協会会員企業

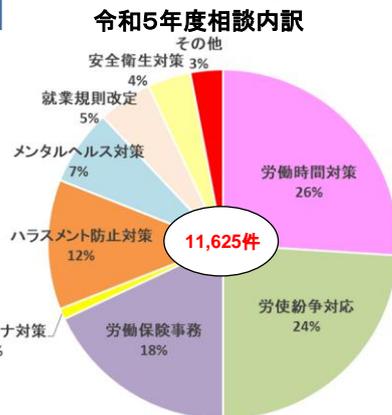
※労働基準協会に未入会企業さんも、初回1回のみ上記の名北労働基準協会にご来局ください。ただし、無料でご相談が可能です。

※企業ご担当者の専用相談室のため、労働者の立場でのご相談はできません。

相談時間:午前8時30分～午後5時30分 土日祝日等除く

相談対応:行政OB、社会保険労務士等の名北労働基準協会等の役職員が相談を行います。

秘密厳守:相談を行う相談員を除き、労働基準協会の役職員も含め、相談企業名、相談内容の情報は、外部には一切秘密とします。企業の立場で親身に相談を行います。安心してご相談ください。



上記相談は名北協会が単独で実施したものです。(一部他地区会員企業を含む)

相談事例

| ケース | 相談内容 |
|--------|---|
| 労働時間管理 | 売上が横ばいなのに時間外労働が増加している。何か良い対策はないのか?労働時間が長いのは特定の社員に限られる。 |
| 労使紛争対策 | 勤務規定に度々違反する社員を厳しく指導したら、「パワハラ」だと訴え、加害者の解雇と損害賠償を要求。どうすれば良いの? |
| 労災保険請求 | 脳出血で亡くなった社員の遺族から、「労災請求したい」との申し出が。どうすれば良いの?時間外労働は1ヵ月40時間程度である。 |

電話相談



面談相談



名北労働基準協会



相談体制

公益社団法人 愛知労働基準協会の1名を除き、全員が名北労働基準協会の常勤・非常勤の役職員です。

行政OB(元愛知労働局総務部適用・事務組合課長)1名

特定社会保険労務士(紛争解決手続代理業務資格保有社会保険労務士)7名、社会保険労務士7名、公認心理師1名

産業カウンセラー2名、キャリアコンサルタント2名、RSTトレーナー(現場監督者安全衛生教育トレーナー)4名

主な相談員



- 墨華代** 上席労働相談室長。開業特定社会保険労務士。元愛知県社会保険労務士会副会長。経験豊富な労働相談のスペシャリスト。
- 藤原 朋子** 労働相談室長。開業社会保険労務士。非正規労働者待遇差解消等の労務管理の幅広い相談・講演活動を実施。
- 市之瀬 高司** 副会長・専務理事。特定社会保険労務士。RSTトレーナー。労働時間・労使紛争対策等幅広い相談・講演活動を実施。
- 塩谷 欽一** 公益社団法人 愛知労働基準協会事務局長代理。元名古屋東労働基準監督署長。中央労働災害防止協会の安全衛生相談を実施。
- 森 一美** 労働保険部特別顧問。元愛知労働局総務部適用・事務組合課長。労働基準行政40有余年の実績を基に、幅広い講演・相談を行う。
- 船岡 和彦** 労働相談室専門相談員。開業社会保険労務士。就業規則改定、退職金制度設定等の幅広い相談・講演活動を実施。
- 加藤 正人** 労働相談室専門相談員。開業特定社会保険労務士。派遣労働者の労務管理、就業規則改定等幅広い相談活動を実施。
- 加藤 豊** 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング所長。特定社会保険労務士。元名古屋東協同専務理事、元大手電機メーカー労務責任者
- 福田 博司** 労働保険部適用推進室長。流通業責任者、年金事務所適用推進担当を経て、現在は労働・社会保険の加入促進指導を行う。
- 新美 智美** ハラスメント・メンタルヘルス相談室長。開業特定社会保険労務士。公認心理師。シニア産業カウンセラー。パワハラ・セクハラ等講演・相談多数

主な上席アドバイザー



- 加藤 久和** 豊橋協会前専務理事。元名古屋西労働基準監督署副署長。労災保険審査官、労災実講習講師
- 祖父江 孝治** 岡崎労働基準協会専務理事。元名古屋東労働基準監督署長。元愛知労働局監督課統括特別司法監督官
- 澤田 真也** 半田協会専務理事。元名古屋北労働基準監督署長。元愛知労働局監督課主任労働基準監察監督官
- 三好 了** 豊田協会専務理事。元名古屋北労働基準監督署長。元愛知労働局安全課長。
- 深田 晃平** 瀬戸協会専務理事。元大手機器メーカー総務責任者、RSTトレーナー、ホリカワ人事・労務認定資格保有者
- 大島 康雄** 江南協会専務理事。元名古屋南労働基準監督署長。労働安全衛生コンサルタント、環境計量士、RSTトレーナー。社会保険労務士有資格者

企業のお声



尾張旭市、製造業、社員510名、人事部長 名和さん

社名、内容はお伝えできませんが、民事上も含めて様々な相談に電話で対応して頂いています。社内でのご相談に加えて、協会からいただく的確なアドバイスは、適正な労務・安全衛生管理に役立っています。



名古屋市中区、配管工事業、社員70名、工事管理課長 山内さん

社名、内容はお話しできませんが、安全衛生、労働災害防止の質問は、すぐに協会の企業の労働110番にご相談しています。また、協力会社の労災・雇用保険の手続方法も、大変わかりやすくご指導いただいております。

労災保険上乗せ制度のご案内

政府労災の上乗せ保険（労働災害総合保険）

「中部労働基準協会連絡協議会」の100円労災は

近年増加する企業の労災賠償リスクから会員様をお守りします。

- ☆ 優良割引 50% 団体割引 20%
- ☆ 「使用者賠償責任保険」がセット可能
- ☆ 保険金は事業主に直接お支払い
- ☆ 1名あたり1カ月100円で最高2,834万円の死亡保険金
(事業種類 60 A 型の場合)

| | |
|--------|--|
| 加入団体 | 公益社団法人 愛知労働基準協会 〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル8F TEL 052-221-1438 |
| 取扱代理店 | エフピーサポート株式会社 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル8F 担当：川崎、齋藤 問い合わせ：QRコード *お問い合わせ内容詳細に「100円労災について」と記載のうえ送信ください。 担当者より折り返しご連絡させていただきます。 |
| 引受保険会社 | 損害保険ジャパン株式会社 名古屋支店法人支社 TEL 0570-086-222 FAX 052-963-9021 〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-2-21 損保ジャパン名古屋ビル9F |

このご案内は概要を説明したものです。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

(SJ24-04607 2024.7.17)

副業・兼業の場合における労働時間の管理、通算方法について

労働者が安心して副業・兼業に取り組むことができるよう、副業・兼業の場合における労働時間管理や健康管理について「副業・兼業に関するガイドライン」が設けられています。ガイドラインでは、事業主を異にする複数の事業場において労働する場合の労働基準法第38条(時間計算)に基づく複数の事業場の労働時間の通算方法が示されており、その概要は以下のとおりです。

原則的な労働時間の通算方法

●労働時間の通算

自社の労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社の労働時間を通算することによって行う。

○副業・兼業の開始前：所定労働時間の通算

→自社と他社の所定労働時間を通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分は後から契約した会社の時間外労働となる。

○副業・兼業の開始後：所定外労働時間の通算

→所定労働時間の通算に加えて、自社と他社の所定外労働時間を、所定外労働が行われる順に通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分が時間外労働となる。

●36協定の対象

労働時間の通算によって時間外労働となる部分のうち、自社で労働させた時間が、自らの事業場の36協定の範囲を超えてはならず、その時間外労働時間に応じた割増賃金を支払わなければならない。

●上限規制の対象

実労働時間の上限規制(時間外・休日労働時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内)は、自社と他社の労働時間の通算した時間数が対象となる。

使用者は副業・兼業に伴う労務管理を適切に行うため、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておくことが重要です。

また、労働者は、使用者が適切な労務管理を行えるよう、自身でも勤務先の各企業での労働時間を把握し、それぞれの使用者に報告するようにしましょう。

ガイドラインをはじめとして、副業・兼業に関する各種情報は厚生労働省ホームページの以下のページにまとめて掲載していますので、こちらをご覧ください。

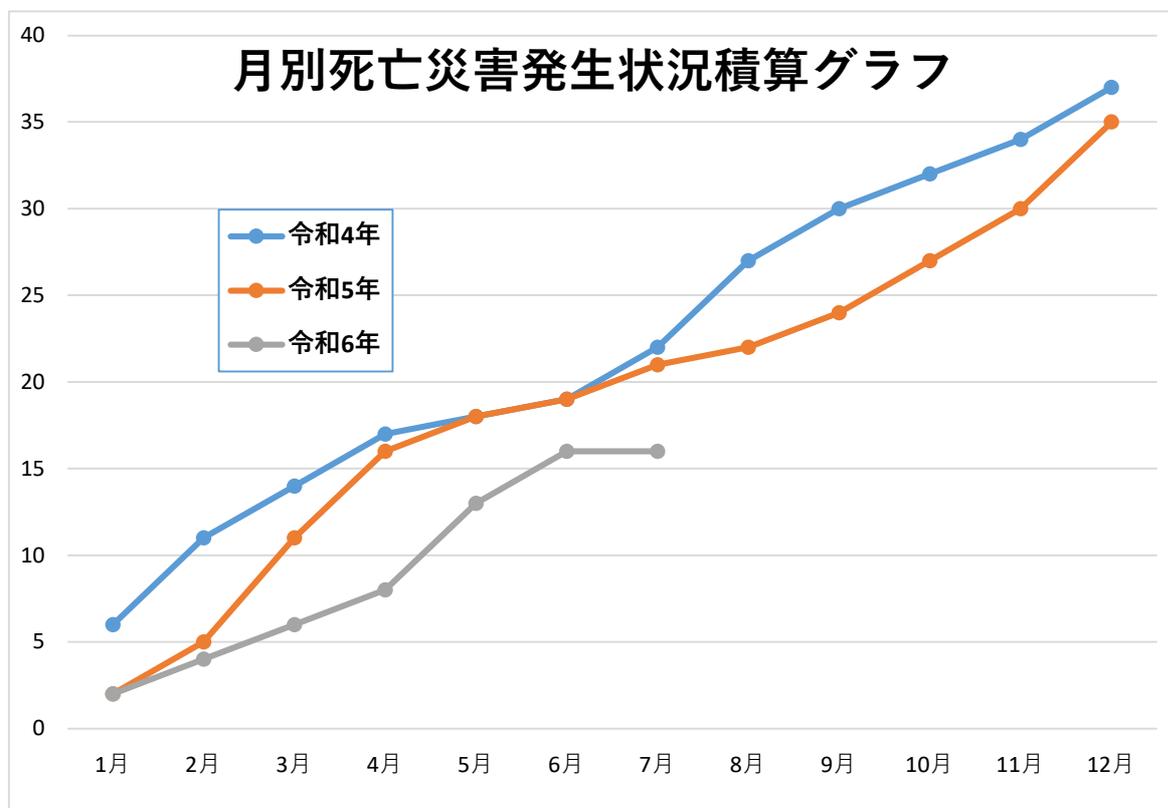
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

ご不明な点などございましたら労働基準監督署までお問い合わせください。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年7月8日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

| 業種 | 年別 | 令和6年速報値 | 令和5年同時期(速報値) | 令和5年確定値 |
|----------|-----------|---------|--------------|---------|
| 製造業 | 製造業 | 3 | 4 | 8 |
| | 食料品製造業 | | | |
| | 化学工業 | | | |
| | 鉄鋼・非鉄金属 | | 2 | 3 |
| | 金属製品 | | | |
| | 一般・電気・輸送用 | 1 | | |
| 建設業 | その他 | 2 | 2 | 5 |
| | 建設業 | 5 | 2 (1) | 6 (1) |
| | 土木工事業 | | | |
| 建設業 | 建築工事業 | 4 | 2 (1) | 6 (1) |
| | その他 | 1 | | |
| 陸上貨物運送事業 | | 1 | 3 | 10 (3) |
| 商業 | 商業 | 5 (3) | 2 (1) | 4 (2) |
| | 卸売業 | 1 | 1 | 2 |
| | 小売業 | 2 (1) | 1 (1) | 2 (2) |
| | その他 | 2 (2) | | |
| 清掃・と畜業 | | 1 | 2 | 4 |
| 上記以外の事業 | | 1 | 2 (1) | 3 (1) |
| 合計 | | 16 (3) | 15 (3) | 35 (7) |



| 発生日時 | 事故の型/起因物 | 災害発生状況・原因 |
|---------------------------|------------------------|--|
| R6.6.11. 2024 9:20 | 崩壊・倒壊 金属材料 | 鉄骨柱材のケレン掛けを行うにあたり、鉄骨柱材を掴んで身体を支えながら行ったところ、被災者が作業を行っていた鉄骨柱材と被災者後方にあった別の鉄骨柱材の間に挟まれるように倒れ、負傷し、その後死亡した。 |
| | 事業場 規模 | 9名以下 業種 商業 70代 派遣労働者 経験 10年 |
| R6.6.18. 2024 9:00 | 交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク | 乗用車で走行中、雨で路面が濡れていたためスリップし、ガードレールに衝突した。後部座席にいた被災者が車外に投げ出され、亡くなったもの。 |
| | 事業場 規模 | 9名以下 業種 商業 60代 その他の職種 経験 12年 |
| R6.6.18. 2024 15:57 | 墜落・転落 はしご等 | 脚立(高さ1.7m)上で建物営繕作業を行っていたところ、バランスを崩して墜落したものの。 |
| | 事業場 規模 | 9名以下 業種 建築工事業(木建以外) 60代 大工 経験 52年 |

令和6年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和6年6月末現在

| 業 種 | | 年 別 | | 増 減 | | | |
|-----------------|-----------------|------|------|-----|-----|----|---------|
| | | 令和6年 | 令和5年 | 増減数 | 増減率 | | |
| | | 死傷 | 死亡 | 死傷 | 死亡 | | |
| 製 造 業 | | 27 | | 21 | | +6 | +28.6% |
| 製 造 業 | 食 料 品 製 造 業 | 3 | | 6 | | -3 | -50.0% |
| | 織 維 工 業 | 3 | | | | +3 | - |
| | 鉄 鋼 業 | 2 | | 5 | | -3 | -60.0% |
| | 金 属 製 品 | 4 | | 2 | | +2 | +100.0% |
| | 一 般 機 械 器 具 | 2 | | 3 | | -1 | -33.3% |
| | 輸 送 機 械 製 造 | 5 | | 3 | | +2 | +66.7% |
| | 上 記 以 外 の 製 造 業 | 8 | | 2 | | +6 | +300.0% |
| 建 設 業 | | 3 | | 8 | | -5 | -62.5% |
| 建 設 業 | 土 木 工 事 業 | 1 | | | | +1 | - |
| | 建 築 工 事 業 | 2 | | 5 | | -3 | -60.0% |
| | そ の 他 の 建 設 業 | | | 3 | | -3 | -100.0% |
| 陸 上 貨 物 運 送 事 業 | | 3 | | 7 | | -4 | -57.1% |
| 小 売 業 | | 9 | | 14 | | -5 | -35.7% |
| 小 売 業 | 新 聞 販 売 | | | 3 | | -3 | -100.0% |
| | そ の 他 の 小 売 業 | 9 | | 11 | | -2 | -18.2% |
| 通 信 業 | | 1 | | | | +1 | - |
| 社 会 福 祉 施 設 | | 5 | | 5 | | 0 | 0.0% |
| 飲 食 店 | | 2 | | 3 | | -1 | -33.3% |
| 清 掃 ・ と 畜 業 | | 1 | | 2 | | -1 | -50.0% |
| 上 記 以 外 の 事 業 | | 13 | | 12 | | +1 | +8.3% |
| 合 計 | | 64 | 0 | 72 | 0 | -8 | -11.1% |

死亡者数は内数

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和6年6月末現在)

| 業種 | 6年6月 受付件数 | 6年 発生件数 | 5年 同期 | 業種 | 6年6月 受付件数 | 6年 発生件数 | 5年 同期 | |
|-------------|---------------|------------|----------|---------|--------------|------------|----------|----|
| 小計 | 5 | 27 | 21 | 土石採取業 | | | | |
| 製 造 業 | 食品製造業 | 3 | 6 | 建設業 | 1 | 3 | 8 | |
| | 繊維工業・繊維製品製造業 | 1 | 3 | 道路旅客運送業 | | | 1 | |
| | 木材木製品・木製家具製造業 | | | 道路貨物運送業 | 1 | 3 | 7 | |
| | 紙加工品製造業・印刷製本業 | | | 陸上貨物取扱業 | | | | |
| | 化学工業 | 2 | 5 | 1 | 商業 | | 10 | 17 |
| | 窯業・土石製品製造業 | | 1 | | 金融・広告業 | | | |
| | 鉄鋼業・非鉄金属製造業 | | 3 | 6 | 保健衛生業 | 1 | 7 | 6 |
| | 金属製品、金属家具製造業 | 2 | 5 | 2 | 接客娯楽業 | | 5 | 4 |
| | 一般機械器具製造業 | | 2 | 3 | 清掃業 | | 1 | 2 |
| | 電気機械器具製造業 | | | | ビルメンテナンス業 | | | |
| | 輸送用機械器具製造業 | | 5 | 3 | その他の事業 | 1 | 8 | 6 |
| | その他の製造業 | | | | 合計 | 9 | 64 | 72 |

()内は死亡者数を外数で表す。